

# 環境影響評価準備書の審査書

<b>事業名</b>		(仮称)葛巻ウインドファームプロジェクト	
<b>事業者名</b>		三菱商事パワー株式会社	
<b>事業実施区域</b>		位置: 岩手県岩手郡葛巻町 対象事業実施区域: 約1,797.1ha 改変面積: 約58.91ha [内訳] ・風車・管理ヤード: 約19.17ha(風車48基) ・工食用道路・管理用道路: 約20.41ha ・変電所: 約1.0ha ・残土置場: 約13.05ha ・送電線(道路): 約1.29ha ・その他: 約3.99ha	
<b>事業 特 性</b>	<b>事業の内容</b>	風力発電所設置事業(陸上) 発電所の出力 110,400kw(定格出力2,300kW級 風力発電機を48基設置) 発電機の概要 ・ブレード枚数: 3枚 ・ローター直径: 約82m ・ローター中心までの地上高(ハブ高): 約78m	
	<b>工事の内容</b>	①工事期間 運転開始時期: 平成33年6月(予定) ②工事工程 伐採、造成工事、残土処理場: 着工後 1 か月目～24 か月目(予定) 基礎工事: 着工後 12 か月目～36 か月目(予定) 据付工事: 着工後 28 か月目～42 か月目(予定) 電気工事、試運転調整: 着工後 29 か月目～48 か月目(予定)	
<b>地予 域測 特・ 性評 ・価 環結 境果 保 全 措 置 ・</b>	<b>大 気 質</b>	<b>1. 現況</b>	岩手県内では、県内の大気汚染の状況を把握するため、11市1町の15局(一般環境大気測定局(以下「一般局」という。))が13局、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。))が2局で、常時監視を実施しているが、対象事業実施区域及びその周囲に測定局は設置されていない。最寄りの測定局としては、一般局として滝沢市に巢子局、自排局として盛岡市に上田局が設置されている。 測定局の各測定項目と環境基準達成状況については、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の測定を行っている測定局において環境基準を満足している。微小粒子状物質の測定をおこなっている巢子局では環境基準を達成しているが、上田局では環境基準を達成していない。
		<b>2. 環境保全措置</b>	・工事関係車両の適正走行、アイドリングストップを徹底する。 ・工事関係者の通勤車両については、乗り合いに努めることにより、走行台数を低減する。 ・可能な範囲で環境配慮型の工食用車両を使用する。 ・対象事業実施区域内で可能な限り土量バランスをとり、土砂の移動を対象事業実施区域内に留めることで、工事関係車両台数を低減する。 ・工事関係車両については、適正な土砂積載量を維持し、必要に応じシート被覆等の飛散防止対策を講じる。 ・建設機械の点検・整備を適切に行い、性能維持に努める。 ・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・可能な限り排出ガス量の小さい建設機械を使用する。 ・建設機械の適正配置及び作業の効率化により、建設機械の稼働台数を削減する。 ・切土、盛土及び掘削に当たっては、必要に応じ整地、転圧、散水を行い、土砂粉じん等の飛散を抑制する。 ・環境保全措置の内容を、工事関係者に周知徹底する。
		<b>3. 予測・評価</b>	<建設機械の稼働> 建設機械の稼働による窒素酸化物(二酸化窒素に変換)の寄与濃度の最大値は0.001ppm未達であり、上記の環境保全措置を講じることにより、建設機械の稼働に伴う窒素酸化物が周辺の生活環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。 二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、最大0.0062ppmであり、環境基準(1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)に適合していることから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。  建設機械の稼働に伴う粉じん等は、周辺の居住地域において0.00～0.05t/km <sup>2</sup> /月と小さく、上記の環境保全措置を講じることにより、建設機械の稼働に伴う粉じん等への影響は、実行可能な範囲内で低減されているものと評価する。 粉じん等については、環境基準等の基準又は規制値は定められていないが、環境保全目標として設定した降下ばいじん量の参考値※である10t/km <sup>2</sup> /月に対し、予測値はこれを十分に下回っていることから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。

騒音及び超低周波音	1. 現況	<p>○環境騒音 騒音規制法による規制地域に指定された岩手県内の 14 市 10 町 1 村において、工場・事業場や建設作業の届出受理、立入検査及び指導等の事務や騒音の測定が行われている。 対象事業実施区域が位置する葛巻町は規制地域に指定されておらず、環境騒音の測定は行われていない。</p> <p>○自動車騒音 対象事業実施区域及びその周囲では、岩手町及び岩泉町で測定が行われている。岩泉町では幹線交通を担う道路に近接する空間は昼夜ともに環境基準を下回っており、非近接空間では 567 戸中 1 戸で昼夜ともに環境基準を上回っているが、岩手町では幹線交通を担う道路に近接する空間は昼夜とも 245 戸中 2 戸、非近接空間は 281 戸中 22 戸で昼夜とも環境基準を上回っている。</p>
	2. 環境保全措置	<p>&lt;工事の実施(騒音)&gt; ・建設機械の点検・整備を適切に行い、性能維持に努める。 ・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。 ・建設機械の適正配置及び作業の効率化により、建設機械の稼働台数を削減する。 ・大きな騒音が発生する建設機械の使用時期が集中しないよう配慮する。 ・環境保全措置の内容を、工事関係者に周知徹底する。</p> <p>&lt;施設の稼働(騒音及び超低周波音)&gt; ・風力発電機の配置は、住宅等から可能な限り離隔して計画する。 ・風力発電機の点検・整備を適切に実施し、性能維持に努めることで、異常発生を抑制する。</p>
	3. 予測・評価	<p>予測地点は6地点(①小屋瀬地区②大滝地区③中外川地区④上外川地区⑤小苗代地区⑥栗山地区)である。</p> <p>&lt;建設機械の稼働&gt; 予測地点6地点における建設機械の稼働に伴う騒音レベルの増加分は 1~5 デシベルであるが、上記の措置を講じることにより、建設機械の稼働に伴う騒音が周辺の生活環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <p>&lt;施設の稼働(騒音)&gt; 等価騒音レベル(LAeq)を現況騒音とみなした将来の騒音レベルは空気吸収による減衰が平均的な場合、施設の稼働に伴う将来の等価騒音レベルの増加は、予測地点6地点のうち、予測地点①~⑤については 0~2 デシベル、⑥は 0~4 デシベルである。また、騒音レベルの 90%レンジ下端値(LA95)を暗騒音と見なした場合の増加分は予測地点①~⑤については 0~3 デシベル、⑥は 3~8 デシベルである。なお、予測地点⑥においては、現況の残留騒音からの増加分は大きいですが、騒音レベルの予測値は 31~33 デシベルであるが、事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、施設の稼働に伴う騒音が周囲の生活環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <p>&lt;施設の稼働(低周波音(超低周波音を含む))&gt; 「建具のがたつきが始まるレベル」については、すべての予測地点で閾値を下回り、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」については、全ての予測地点で「よくわかる不快な感じがしない」レベルを下回る。将来の G 特性音圧レベルの予測値は、予測地点②、③、④で 20 デシベル以上の増加となるが、事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、施設の稼働に伴う低周波音が周囲の生活環境に及ぼす影響は小さく、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。</p>
振動	1. 現況	<p>○環境振動 対象事業実施区域が位置する葛巻町は規制地域に指定されておらず、環境振動の測定は行われていない。</p> <p>○道路交通振動 対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、葛巻町での測定結果はない。</p>
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係車両の適正走行、アイドリングストップを徹底する。</li> <li>・工事関係者の通勤車両については、乗り合いに努めることにより、走行台数を低減する。</li> <li>・可能な範囲で環境配慮型の工事用車両を使用する。</li> <li>・対象事業実施区域内で可能な限り土量バランスをとり、土砂の移動を対象事業実施区域内に留めることで、工事関係車両台数を低減する。</li> <li>・環境保全措置の内容を、工事関係者に周知徹底する。</li> </ul>

	3. 予測・評価	<p>上記の環境保全措置を講じること及び、工事中資材等の搬出入に伴う将来の振動レベルは、1～23 デシベル増加するが、30 デシベル未満～34 デシベルであり、人体の振動感覚閾値 55 デシベルを下回っていることから、工事中資材等の搬出入に伴う振動が周辺の生活環境に及ぼす影響は小さいと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。</p> <p>工事中資材等の搬出入に伴う将来の振動レベルは、予測地点 6 地点で昼間 30 デシベル未満～34 デシベルである。予測地点 6 地点は、基準の適用されない地域であるが、参考までに第一種区域の要請限度(昼間:65 デシベル)と比較した場合、大きく下回ることから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。</p>
水質	1. 現況	<p>①河川 対象事業実施区域及びその周囲における主要な河川として一級河川である馬淵川水系の「馬淵川」、「山形川」、準用河川の「外川川」等が存在する。 対象事業実施区域及びその周囲の河川における公共用水域の水質調査は、馬淵川上流の府金橋及び下豊年橋において行われている。 これらの河川における健康項目に係る水質測定結果は、いずれも環境基準に適合している。生活環境項目に係る水質測定結果は、大腸菌群数以外においては環境基準に適合している。</p> <p>②地下水の水質 対象事業実施区域及びその周囲の河川における地下水水質調査は、概況調査が岩泉町の「岩泉」及び「安家」で、継続調査が葛巻町の「葛巻」で行われている。これらの河川における水質測定結果は、いずれも環境基準に適合している。</p>
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切盛法面等の種子吹付けを速やかに実施し、降雨時における裸地からの濁水の流出を低減する。</li> <li>・適切な場所に土砂流出防止柵を設置して土砂の流出を防止する。</li> <li>・沈砂枡等を設置することにより降雨時における濁水の発生を抑制する。</li> <li>・地形等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめる。</li> </ul>
	3. 予測・評価	<p>降雨条件 30mm/h 以上の 1 時間雨量は、対象事業実施区域近傍の気象官署である葛巻地域気象観測所の 1 時間雨量をみると、過去 3 年間に出現していない。また、沈砂枡上澄みの排水先は、表土が下層植生や落葉落枝に覆われている安定した林地の浸透能を活用し、さらに濁水の流出を抑えること、上記の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による一時的な影響に伴う水の濁りが周辺の水環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p>
(猛禽)	1. 現況	<p>(1) 動物の重要な種 既存資料で確認された動物の重要な種について、哺乳類 20 種、鳥類 37 種、爬虫類 2 種、両生類 8 種、昆虫類 47 種、魚類 11 種、底生動物 2 種の合計 127 種が確認されている。 ニホンカワウソ、カモシカは特別天然記念物、ヤマメ、イヌワシ、クマガラは天然記念物、チョウセンアカシジミ、カワシンジュガイは岩泉町指定天然記念物に指定されている。また、オオタカ、イヌワシ、クマタカ、ハヤブサは国内希少野生動物種に指定されている。 「環境省レッドリスト(2015)－哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」(環境省、平成 27 年)に掲載されているのは、重要な哺乳類 20 種のうち、クロホオヒゲコウモリ、コヤマコウモリ、イイズナ、ニホンカワウソ等の 9 種であるが、ニホンカワウソは「絶滅(EX)」とされている。鳥類は、アカモズ、ヨタカ、ノジコ等の 13 種、両生類は、トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、イモリ、トノサマガエル、トウキョウダルマガエルの 5 種、昆虫類は、ヒメシロチョウ、クロヒカゲモドキ等の 22 種、魚類は、スナヤツメ類、ニホンウナギ、タナゴ等の 10 種、底生動物は、カワシンジュガイの 1 種が掲載されている。</p> <p>(2) 注目すべき生息地 対象事業実施区域及びその周囲には、「葛巻の自然」(葛巻町教育委員会、平成 9 年)に掲載されている分布情報より、ゲンジボタル(「いわてレッドデータブック 岩手の希少な野生生物」(岩手県環境生活部自然保護課、平成 26 年):D ランク)の生息地が存在している。</p>

類、バードストライク含む動物	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採は極力行わず、改変面積、切土量の削減に努める。また、地形を十分考慮し、可能な限り既存道路等を活用することで、造成を必要最小限にとどめる。</li> <li>・ 工事にあたっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。</li> <li>・ 対象事業実施区域内の搬入路を関係車両が通行する際は、十分に減速し、動物が接触する事故を未然に防止する。</li> <li>・ 構内配電線は既存道路沿いに極力地中埋設することとし、新設される管理道においても極力地中埋設する。</li> <li>・ 造成により生じた裸地部のうち、保守管理用地については緑化により地表面の保護と車両の通行確保を図る。それ以外の裸地部については、可能な限り造成時の表土を活用し、植生の早期回復に努める。</li> <li>・ 改変部分では必要に応じて土壌や素掘側溝を設置することにより濁水流出を防止する。</li> <li>・ 風力発電機や搬入路の建設の際に掘削される土砂等に関しては、土砂流出防止柵や浸透柵等を設置することにより流出を防止し、必要以上の土地の改変を抑える。</li> <li>・ 道路脇などの排水施設は、落下後の這い出しが可能となるような設計を極力採用し、動物の生息環境の分断を低減する。</li> <li>・ 鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わない。</li> <li>・ 改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限する。</li> <li>・ 工事中は定期的に会議を実施し、環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。</li> <li>・ 予測結果から、クマタカの衝突リスクが相対的に高いメッシュ等に該当する風力発電機については、ブレード等への塗装等を行うことで視認性を高める。</li> </ul>
	3. 予測・評価	<p>事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による重要な種への一時的な影響、地形改変及び施設の存在、施設の稼働における重要な種への影響は、現時点において小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p>また、年間予測衝突数については定量的に算出した結果、鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る影響は小さいものと予測するが、ブレード・タワー等への接近・接触に係る予測には不確実性も伴っていると考えられるため、バードストライクの影響を確認するための事後調査を実施することにし、コウモリ類のブレード・タワー等への接近・接触に係る予測も不確実性を伴っていると考えられるため、バットストライクの影響を確認するための事後調査を実施することとなっている。</p>
	1. 現況	<p>①重要な種及び植物群落</p> <p>既存資料で確認された植物の重要な種種について、55科 143種が確認されている。</p> <p>アツモリソウは、国内希少野生動植物に指定されている。「環境省のレッドリスト(2015)-植物 I-」(環境省、平成 27 年)掲載種は 72 種であり、このうちランクの高い種としては、ミドリアガサ、マツバニンジン、ルリハッカ、イヌニガクサ、キソエビネ、アオキランの 6 種が絶滅危惧 I A 類 (GR)、チチブミネバリ、マンセンカラマツ、ツルクケマン、イワテヤマナシ、シロヤマブキ、ヒナノキンチャク、ムラサキ、アッカゼキショウ、ゲイビゼキショウ、ハタベスゲ、フジチドリの 11 種が絶滅危惧 I B 類 (EN) である。そのほか、「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年条例第 26 号)による指定希少野生動植物として、ゲイビゼキショウが指定されている。</p> <p>また、重要な群落については、「植物群落レッドデータブック」(NACS-J, WWF Japan、平成 8 年)に掲載されている指定群落として、表 3.1-32 のとおり、葛巻町、岩泉町、盛岡市で 18 件が指定されているが、「第 5 回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成 12 年)に掲載されている特定植物群落は、対象事業実施区域及びその周囲には存在しない。</p>
植物	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業に伴う造成は必要最小限にとどめ、着手前に重要な種の生育を確認し、影響の回避に努める。</li> <li>・ 風力発電機及び搬入路の敷設に伴う樹木の伐採は最小限にとどめ、改変面積、切土量の削減に努める。</li> <li>・ 改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限することにより、植物の生育環境を保全する。</li> <li>・ 造成により生じた裸地部には、極力造成時の表土を覆土として再利用することで、植生の早期回復に努める。</li> <li>・ 改変部分には必要に応じて土壌や素掘側溝を設置することにより濁水流出を防止し、必要以上の土地の改変を抑える。</li> <li>・ 重要な種の生育環境の保全を基本とするが、計画上やむを得ない場合には対象事業実施区域周辺において、現在の生育地と同様な環境に移植するといった方策を含め、個体群の保全に努める。移植を検討する際には、移植方法及び移植先の選定等について専門家等の助言を得る。</li> <li>・ 工事中は定期的に会議を実施し、環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。</li> </ul>
	3. 予測・評価	<p>事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による重要な種及び群落への一時的な影響並びに地形改変及び施設の存在による重要な種及び重要な群落への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減が図られているものと評価する。</p>

生態系	1. 現況	対象事業実施区域及びその周囲の環境は、常緑針葉樹林、落葉針葉樹林、落葉広葉樹林、草地等、市街地等の5つの環境類型に区分される。主に山地に樹林が広がり、草地が点在しており、台地はほとんどみられない。河川沿いの低地には草地がみられ、低地の道路周辺等にわずかに市街地等が分布している。
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採は極力行わず、改変面積、切土量の削減に努める。また、地形を十分考慮し、可能な限り既存道路等を活用することで、造成を必要最小限にとどめる。</li> <li>・ 工事にあたっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。</li> <li>・ 対象事業実施区域内の搬入路を関係車両が通行する際は、十分に減速し、動物が接触する事故を未然に防止する。</li> <li>・ 構内配電線は既存道路沿いに極力地中埋設することとし、新設される管理道においても極力地中埋設する。</li> <li>・ 造成により生じた裸地部のうち、保守管理用地については緑化により地表面の保護と車両の通行確保を図る。それ以外の裸地部については、可能な限り造成時の表土を活用し、植生の早期回復に努める。</li> <li>・ 改変部分では必要に応じて土堤や素掘側溝を設置することにより濁水流出を防止する。</li> <li>・ 風力発電機や搬入路の建設の際に掘削される土砂等に関しては、土砂流出防止柵や浸透柵等を設置することにより流出を防止し、必要以上の土地の改変を抑える。</li> <li>・ 道路脇などの排水施設は、落下後の這い出しが可能となるような設計を極力採用し、動物の生息環境の分断を低減する。</li> <li>・ 鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わない。</li> <li>・ 改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限する。</li> <li>・ 工事中は定期的に会議を実施し、環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。</li> </ul>
	3. 予測・評価	事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による地域を特徴づける生態系への一時的な影響並びに地形改変及び施設の存在に伴う生態系への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。
景観	1. 現況	葛巻町は岩手県の北部、北上山地の中心に位置し、標高が高く、町面積の97%が標高400m以上であり、86%が緑豊かな森林で占められている自然豊かな地域である。町の中央を流れる馬淵川の清流は、風車が回る袖山高原に源を発し、馬淵川とその支流沿いに耕地が開け、集落が形成されている。山の斜面は森林として利用され、袖山高原等の頂上部は牧場として利用されている。 対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、早坂高原(ビジターセンター)、くずまき高原牧場(風の丘展望台)、総合運動公園が挙げられる。
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は可能な限り在来種を用いた緑化を行う。</li> <li>・ 地形や既存林道等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめる。</li> <li>・ 土木工事の際には表土を工事後の施設の覆土として再利用することで、現状の植生の早期回復に努める。</li> <li>・ 付帯する送電線については可能な限り埋設とする。</li> <li>・ 雑然とした印象を避けるため、風力発電機を尾根上に可能な限り等間隔に配置する。</li> <li>・ 周囲の環境になじみやすいように明度・彩度を抑えた塗装とする。</li> <li>・ 「いわての残したい景観」に選定されている、既設の風車群と一体的な風車群として視認されるよう、連続的な配置や類似の意匠に配慮する。</li> </ul>
	3. 予測・評価	事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内で主要な眺望景観への影響が低減されているものと評価する。
人と自然との触れ合いの活	1. 現況	対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、対象事業実施区域内に「森と風のがっこう」が存在する。
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事関係車両の適正走行、アイドリングストップ、人と自然との触れ合いの活動の場の利用者をみかけた際の減速を徹底する。</li> <li>・ 工事関係者の通勤車両については、乗り合いに努めることにより、走行台数を低減する。</li> <li>・ 対象事業実施区域内で可能な限り土量バランスをとり、土砂の移動を対象事業実施区域内に留めることで、工事関係車両台数を低減する。</li> <li>・ 環境保全措置の内容を、工事関係者に周知徹底する。</li> <li>・ 地形等を十分考慮し、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の周辺の改変面積を最小限にとどめる。</li> <li>・ 土木工事の際には表土を工事後の施設の覆土として再利用することで、現状の植生の早期回復に努める。さらに、造成により生じた法面には、極力在来種を用いた緑化を行う。</li> </ul>

	活動の場	3. 予測・評価	事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の有存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。
		1. 現況	(1) 一般廃棄物 平成 26 年度における一般廃棄物の総排出量は、葛巻町で 1,808t、岩手県で 449,548t となっている。 (2) 産業廃棄物 対象事業実施区域を中心とした半径 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は、中間処理施設が57か所、最終処分場が7か所が存在する。
			2. 環境保全措置
		3. 予測・評価	事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、産業廃棄物の排出量の低減及び有効利用に努め、一部を専門の処理会社に委託し適切に処理することとしていることから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。
事後調査		<p>○大気環境 適切な点検・整備の実施等の実効性のある環境保全措置を講じるものの、実際の状況を把握するため、事後調査を実施する。 調査項目：風力発電機の稼働に伴う騒音レベル及び低周波音圧レベル</p> <p>○動物 環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の有存在、施設の稼働による重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価される。ただし、施設の稼働によるコウモリ類及び鳥類への影響(バットストライク、バードストライク)については予測の不確実性の程度が大きいことから、事後調査を実施する。 調査項目：バットストライク・バードストライクに関する調査</p> <p>○植物 着手前に対象種(ノダイオウ、フクジュソウ、オキナグサ、サナギイチゴ、エビネ属の一種、ギンラン)の生育を確認し、影響の回避に努める。回避できない場合には、代償措置として現在の生育地と同様な環境へ移植を行う。対象種の定着について不確実性の程度が大きいことから、移植後の事後調査を実施する。 調査項目：移植後の生育確認</p>	
その他特記事項			
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見・環境大臣意見		住民意見の概要及び事業者見解：平成28年度第18回風力部会資料 2-2-3参照 関係都道府県知事意見：平成28年度第22回風力部会資料 3-3参照 環境大臣意見：平成28年度第22回風力部会資料 3-4参照	
審査結果		環境審査顧問会風力部会の意見を聞いた上で、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するための意見を記載。	
備考		本審査書は事業者から届出された環境影響評価準備書を基に作成したものである。	